

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5701855号
(P5701855)

(45) 発行日 平成27年4月15日 (2015. 4. 15)

(24) 登録日 平成27年2月27日 (2015. 2. 27)

(51) Int. Cl.		F I			
H04L	9/32	(2006.01)	H04L	9/00	675A
G09C	1/00	(2006.01)	G09C	1/00	640E

請求項の数 12 (全 23 頁)

(21) 出願番号	特願2012-504116 (P2012-504116)	(73) 特許権者	590000248
(86) (22) 出願日	平成22年4月2日 (2010. 4. 2)		コーニンクレッカ フィリップス エヌ ヴェ
(65) 公表番号	特表2012-523734 (P2012-523734A)		オランダ国 5656 アーエー アイ ドーフエン ハイテック キャンパス 5
(43) 公表日	平成24年10月4日 (2012. 10. 4)	(74) 代理人	100070150
(86) 国際出願番号	PCT/IB2010/051448		弁理士 伊東 忠彦
(87) 国際公開番号	W02010/116310	(74) 代理人	100091214
(87) 国際公開日	平成22年10月14日 (2010. 10. 14)		弁理士 大貫 進介
審査請求日	平成25年3月28日 (2013. 3. 28)	(74) 代理人	100107766
(31) 優先権主張番号	09157811.2		弁理士 伊東 忠重
(32) 優先日	平成21年4月10日 (2009. 4. 10)		
(33) 優先権主張国	欧州特許庁 (EP)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 装置とユーザ認証

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

装置とリモートサービスとを有するシステムにおける方法であって、
 前記システムにおいて装置とユーザを登録する段階であって、
 前記装置の装置IDを取得する段階と、
 前記ユーザのバイOMETリック測定を実行する段階と、
 前記バイOMETリック測定結果から前記ユーザの鍵と、バイOMETリック測定から鍵を
 抽出するためのヘルパーデータを生成する段階と、
 前記ヘルパーデータを格納する段階と、
 前記装置IDとユーザ識別情報とを前記リモートサービスに送信する段階と
 により登録する段階と、
 前記装置と前記ユーザを認証する段階であって、
 前記装置において、
 前記装置の前記装置IDを取得する段階と、
 前記ユーザのバイOMETリック測定を実行する段階と、
 前記ユーザのヘルパーデータを読み出す段階と、
 前記バイOMETリック測定と読み出したヘルパーデータから鍵を生成する段階と、
 前記ユーザのデータを測定する段階と、
 前記測定したデータと、前記測定したデータ及び前記鍵から求めたメッセージ認証コー
 ドまたは前記鍵から求めた前記測定したデータの署名のいずれかを含むメッセージを生

10

20

成する段階と、

前記リモートサービスに前記メッセージを送信する段階と、

前記リモートサービスにおいて、

前記メッセージと、前記登録する段階で送信された前記装置 ID と、ユーザ識別情報とを用いて、前記装置と前記ユーザを認証する段階と

により認証する段階と、を有し、

前記バイOMETリック測定結果から前記ユーザの鍵とヘルパーデータを生成する段階は、前記バイOMETリック測定結果と前記装置 ID から前記ユーザの鍵とヘルパーデータを生成する段階を有し、

前記ヘルパーデータを格納する段階は、前記装置にユーザ識別情報と共に前記ヘルパーデータを格納する段階を有し、

前記装置 ID とユーザ識別情報とを前記リモートサービスに送信する段階は、さらに、前記鍵を前記リモートサービスに送信する段階を有し、

前記リモートサービスにおいて前記装置と前記ユーザを認証する段階は、前記メッセージと、前記登録する段階で送信された前記装置 ID 、ユーザ識別情報、及び鍵とを用いて、前記装置と前記ユーザを認証する段階を有する、方法。

【請求項 2】

前記バイOMETリック測定結果と前記装置 ID から前記ユーザの鍵とヘルパーデータを生成する段階は、

前記装置 ID とランダムストリングからコードワードを生成する段階と、

前記コードワードと前記バイOMETリック測定から前記鍵を生成する段階とを有する、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

さらに、

前記メッセージに前記装置 ID 及び/またはユーザ ID を含める段階を有する、請求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 4】

装置とリモートサービスとを有するシステムにおける方法であって、

前記システムにおいて装置とユーザを登録する段階であって、

前記装置の装置 ID を取得する段階と、

前記ユーザのバイOMETリック測定を実行する段階と、

前記バイOMETリック測定結果から前記ユーザの鍵と、バイOMETリック測定から鍵を抽出するためのヘルパーデータを生成する段階と、

前記ヘルパーデータを格納する段階と、

前記装置 ID とユーザ識別情報とを前記リモートサービスに送信する段階と

により登録する段階と、

前記装置と前記ユーザを認証する段階であって、

前記装置において、

前記装置の前記装置 ID を取得する段階と、

前記ユーザのバイOMETリック測定を実行する段階と、

前記ユーザのヘルパーデータを読み出す段階と、

前記バイOMETリック測定と読み出したヘルパーデータから鍵を生成する段階と、

前記ユーザのデータを測定する段階と、

前記測定したデータと、前記測定したデータ及び前記鍵から求めたメッセージ認証コードまたは前記鍵から求めた前記測定したデータの署名のいずれかを含むメッセージを生成する段階と、

前記リモートサービスに前記メッセージを送信する段階と、

前記リモートサービスにおいて、

前記メッセージと、前記登録する段階で送信された前記装置 ID と、ユーザ識別情報と

10

20

30

40

50

を用いて、前記装置と前記ユーザを認証する段階と
により認証する段階と、を有し、

前記装置と前記ユーザを前記システムに登録する段階は、さらに、前記装置 ID とランダムストリングからコードワードを生成する段階を有し、

前記バイOMETリック測定から前記ユーザの鍵とヘルパーデータとを生成する段階は、前記バイOMETリック測定と前記コードワードから前記ユーザの鍵とヘルパーデータとを生成する段階を有し、

前記ヘルパーデータを格納する段階は、ユーザ識別情報とともに前記ヘルパーデータを前記装置に格納する段階を有し、

リモートサービスに前記装置 ID とユーザ識別情報を送信する段階は、前記リモートサービスに前記ランダムストリングを送信する段階をさらに有し、

前記リモートサービスにおいて前記装置と前記ユーザを認証する段階は、前記メッセージと、前記登録の段階で送信された前記装置 ID とユーザ識別情報とランダムストリングとを用いて、前記装置と前記ユーザを認証する段階を有する、方法。

【請求項 5】

装置とリモートサービスとを有するシステムにおける方法であって、

前記システムにおいて装置とユーザを登録する段階であって、

前記装置の装置 ID を取得する段階と、

前記ユーザのバイOMETリック測定を実行する段階と、

前記バイOMETリック測定結果から前記ユーザの鍵と、バイOMETリック測定から鍵を抽出するためのヘルパーデータを生成する段階と、

前記ヘルパーデータを格納する段階と、

前記装置 ID とユーザ識別情報とを前記リモートサービスに送信する段階と
により登録する段階と、

前記装置と前記ユーザを認証する段階であって、

前記装置において、

前記装置の前記装置 ID を取得する段階と、

前記ユーザのバイOMETリック測定を実行する段階と、

前記ユーザのヘルパーデータを読み出す段階と、

前記バイOMETリック測定と読み出したヘルパーデータから鍵を生成する段階と、

前記ユーザのデータを測定する段階と、

前記測定したデータと、前記測定したデータ及び前記鍵から求めたメッセージ認証コードまたは前記鍵から求めた前記測定したデータの署名のいずれかを含むメッセージを生成する段階と、

前記リモートサービスに前記メッセージを送信する段階と、

前記リモートサービスにおいて、

前記メッセージと、前記登録する段階で送信された前記装置 ID と、ユーザ識別情報とを用いて、前記装置と前記ユーザを認証する段階と

により認証する段階と、を有し、

前記リモートサービスに前記装置 ID とユーザ識別情報を送信する段階は、前記リモートサービスに前記鍵を送信する段階をさらに有し、

前記リモートサービスで前記装置と前記ユーザを認証する段階は、さらに、前記鍵を用いて前記装置 ID を暗号化する段階を有し、

前記生成する段階で生成されたメッセージは、さらに、前記暗号化された装置 ID を含み、

前記リモートサービスで前記装置と前記ユーザを認証する段階は、前記メッセージと、前記登録する段階に送信された前記装置 ID とユーザ識別情報と鍵とを用いて、前記装置と前記ユーザを認証する段階を有する、方法。

【請求項 6】

装置とリモートサービスとを有するシステムにおける方法であって、

10

20

30

40

50

前記システムにおいて装置とユーザを登録する段階であって、
 前記装置の装置IDを取得する段階と、
 前記ユーザのバイOMETリック測定を実行する段階と、
 前記バイOMETリック測定結果から前記ユーザの鍵と、バイOMETリック測定から鍵を抽出するためのヘルパーデータを生成する段階と、
 前記ヘルパーデータを格納する段階と、
 前記装置IDとユーザ識別情報とを前記リモートサービスに送信する段階と
 により登録する段階と、
 前記装置と前記ユーザを認証する段階であって、
 前記装置において、
 前記装置の前記装置IDを取得する段階と、
 前記ユーザのバイOMETリック測定を実行する段階と、
 前記ユーザのヘルパーデータを読み出す段階と、
 前記バイOMETリック測定と読み出したヘルパーデータから鍵を生成する段階と、
 前記ユーザのデータを測定する段階と、
 前記測定したデータと、前記測定したデータ及び前記鍵から求めたメッセージ認証コードまたは前記鍵から求めた前記測定したデータの署名のいずれかを含むメッセージを生成する段階と、
 前記リモートサービスに前記メッセージを送信する段階と、
 前記リモートサービスにおいて、
 前記メッセージと、前記登録する段階で送信された前記装置IDと、ユーザ識別情報とを用いて、前記装置と前記ユーザを認証する段階と
 により認証する段階と、を有し、
 前記装置と前記ユーザを前記システムに登録する段階は、さらに、乱数値を発生し、前記乱数値と前記鍵から別のヘルパーデータを生成する段階を有し、
 前記ヘルパーデータを格納する段階は、さらに、前記別のヘルパーデータを格納する段階を有し、
 前記装置IDと前記ユーザ識別情報を前記リモートサービスに送信する段階は、さらに、前記鍵、乱数値、及び前記装置IDの関数を前記リモートサービスに送信する段階を有し、
 前記ヘルパーデータを読み出す段階は、さらに、前記別のヘルパーデータを読み出す段階を有し、
 前記リモートサービスで前記装置と前記ユーザを認証する段階は、前記別のヘルパーデータと前記鍵から前記乱数値を求める段階と、前記鍵、ランダム値、及び前記装置IDの関数から別の鍵を生成する段階と、
 前記生成する段階で生成したメッセージ認証コードを、前記測定データと前記別の鍵から求め、
 前記リモートサービスで前記装置と前記ユーザを認証する段階は、前記メッセージと、前記装置ID、ユーザ識別情報、及び前記登録する段階に送信された前記鍵とランダム値と前記装置IDとの関数とを用いて、前記装置と前記ユーザを認証する段階を有する、方法。

10

20

30

40

【請求項7】

装置とユーザを認証するシステムであって、
 前記ユーザのバイOMETリック測定を実行するように構成された測定装置と、
 プロセッサと、
 前記ユーザのデータを測定する、格納された装置IDを有する検知装置と、
 リモートサービスとを有し、
 リモートサービスで検知装置とユーザを登録する手順中に、前記プロセッサは、
 前記検知装置からその装置IDを取得し、
 前記測定装置から前記ユーザのバイOMETリック測定結果を取得し、

50

前記バイオメトリック測定結果から前記ユーザの鍵と、鍵を抽出するヘルパーデータを生成し、

前記ヘルパーデータを格納し、

前記装置IDとユーザ識別情報を前記リモートサービスに送信するように構成され、

前記リモートサービスで前記検知装置と前記ユーザを認証する手順において、前記プロセッサは、

前記検知装置から前記装置の前記装置IDを取得し、

前記ユーザのヘルパーデータを読み出し、

前記バイオメトリック測定と読み出したヘルパーデータから鍵を生成し、

前記測定したデータと、前記測定したデータ及び前記鍵から求めたメッセージ認証コード、または前記鍵から求め前記測定したデータのシグネチャのいずれかを含むメッセージを生成し、

前記リモートサービスに前記メッセージを送信するように構成され、

前記リモートサービスは、前記メッセージと、前記登録手順において受信した前記装置ID及びユーザ識別情報とにより、前記検知装置と前記ユーザを認証するように構成され、

前記プロセッサは、

前記バイオメトリック測定と前記装置IDから前記ユーザの鍵とヘルパーデータを生成し、

前記ヘルパーデータをユーザ識別情報とともに前記装置に格納し、

前記装置IDとユーザ識別情報とともに前記鍵を前記リモートサービスに送信するように構成され、

前記リモートサービスは、前記メッセージと、前記登録手順において送信された前記装置ID、ユーザ識別情報、及び鍵とを用いて、前記検知装置と前記ユーザを認証するように構成された、システム。

【請求項8】

前記プロセッサは、さらに、

前記装置IDとランダムストリングからコードワードを生成し、前記コードワードとバイオメトリック測定から前記鍵を生成することにより、前記バイオメトリック測定と前記装置IDから、前記ユーザの鍵とヘルパーデータを生成するように構成された、請求項7に記載のシステム。

【請求項9】

前記プロセッサは、さらに、前記メッセージに前記装置ID及び/またはユーザIDを含めるように構成された、請求項7または8に記載のシステム。

【請求項10】

装置とユーザを認証するシステムであって、

前記ユーザのバイオメトリック測定を実行するように構成された測定装置と、

プロセッサと、

前記ユーザのデータを測定する、格納された装置IDを有する検知装置と、

リモートサービスとを有し、

リモートサービスで検知装置とユーザを登録する手順中に、前記プロセッサは、

前記検知装置からその装置IDを取得し、

前記測定装置から前記ユーザのバイオメトリック測定結果を取得し、

前記バイオメトリック測定結果から前記ユーザの鍵と、鍵を抽出するヘルパーデータを生成し、

前記ヘルパーデータを格納し、

前記装置IDとユーザ識別情報を前記リモートサービスに送信するように構成され、

前記リモートサービスで前記検知装置と前記ユーザを認証する手順において、前記プロ

10

20

30

40

50

セッサは、

前記検知装置から前記装置の前記装置IDを取得し、
前記ユーザのヘルパーデータを読み出し、
前記バイオメトリック測定と読み出したヘルパーデータから鍵を生成し、
前記測定したデータと、前記測定したデータ及び前記鍵から求めたメッセージ認証コード、または前記鍵から求め前記測定したデータのシグネチャのいずれかを含むメッセージを生成し、

前記リモートサービスに前記メッセージを送信するように構成され、
前記リモートサービスは、前記メッセージと、前記登録手順において受信した前記装置ID及びユーザ識別情報とにより、前記検知装置と前記ユーザを認証するように構成され

10

、
前記装置と前記ユーザを前記システムに登録する手順において、前記プロセッサは、さらに、前記装置IDとランダムストリングからコードワードを生成するように構成され、
前記プロセッサは、前記バイオメトリック測定と前記コードワードから前記ユーザの鍵とヘルパーデータとを生成するように構成され、

前記プロセッサは、ユーザ識別情報とともに前記ヘルパーデータを前記装置に格納するように構成され、

前記プロセッサは、前記装置IDとユーザ識別情報とともに、前記リモートサービスに前記ランダムストリングを送信するように構成され、

前記リモートサービスは、前記メッセージと、前記登録の段階で送信された前記装置IDとユーザ識別情報とランダムストリングとを用いて、前記装置と前記ユーザを認証するように構成された、システム。

20

【請求項11】

装置とユーザを認証するシステムであって、

前記ユーザのバイオメトリック測定を実行するように構成された測定装置と、
プロセッサと、

前記ユーザのデータを測定する、格納された装置IDを有する検知装置と、
リモートサービスとを有し、

リモートサービスで検知装置とユーザを登録する手順中に、前記プロセッサは、
前記検知装置からその装置IDを取得し、

30

前記測定装置から前記ユーザのバイオメトリック測定結果を取得し、
前記バイオメトリック測定結果から前記ユーザの鍵と、鍵を抽出するヘルパーデータを生成し、

前記ヘルパーデータを格納し、

前記装置IDとユーザ識別情報を前記リモートサービスに送信するように構成され、

前記リモートサービスで前記検知装置と前記ユーザを認証する手順において、前記プロセッサは、

前記検知装置から前記装置の前記装置IDを取得し、

前記ユーザのヘルパーデータを読み出し、

前記バイオメトリック測定と読み出したヘルパーデータから鍵を生成し、

40

前記測定したデータと、前記測定したデータ及び前記鍵から求めたメッセージ認証コード、または前記鍵から求め前記測定したデータのシグネチャのいずれかを含むメッセージを生成し、

前記リモートサービスに前記メッセージを送信するように構成され、

前記リモートサービスは、前記メッセージと、前記登録手順において受信した前記装置ID及びユーザ識別情報とにより、前記検知装置と前記ユーザを認証するように構成され

、
前記プロセッサは、前記リモートサービスに、前記装置IDとユーザ識別情報とともに前記鍵を送信する段階をさらに有し、

前記リモートサービスで前記装置と前記ユーザを認証する手順において、前記プロセッサ

50

サは、さらに、前記鍵を用いて前記装置IDを暗号化するように構成され、

前記プロセッサは、前記暗号化された装置IDを含むメッセージを生成するように構成され、

前記リモートサービスは、前記メッセージと、前記登録する手順で送信された前記装置IDとユーザ識別情報と鍵とを用いて、前記装置と前記ユーザを認証するように構成された、システム。

【請求項12】

装置とユーザを認証するシステムであって、

前記ユーザのバイOMETリック測定を実行するように構成された測定装置と、
プロセッサと、

前記ユーザのデータを測定する、格納された装置IDを有する検知装置と、
リモートサービスとを有し、

リモートサービスで検知装置とユーザを登録する手順中に、前記プロセッサは、
前記検知装置からその装置IDを取得し、

前記測定装置から前記ユーザのバイOMETリック測定結果を取得し、

前記バイOMETリック測定結果から前記ユーザの鍵と、鍵を抽出するヘルパーデータを生成し、

前記ヘルパーデータを格納し、

前記装置IDとユーザ識別情報を前記リモートサービスに送信するように構成され、

前記リモートサービスで前記検知装置と前記ユーザを認証する手順において、前記プロセッサは、

前記検知装置から前記装置の前記装置IDを取得し、

前記ユーザのヘルパーデータを読み出し、

前記バイOMETリック測定と読み出したヘルパーデータから鍵を生成し、

前記測定したデータと、前記測定したデータ及び前記鍵から求めたメッセージ認証コード、または前記鍵から求め前記測定したデータのシグネチャのいずれかを含むメッセージを生成し、

前記リモートサービスに前記メッセージを送信するように構成され、

前記リモートサービスは、前記メッセージと、前記登録手順において受信した前記装置ID及びユーザ識別情報とにより、前記検知装置と前記ユーザを認証するように構成され

、
前記装置と前記ユーザを前記システムに登録する手順において、前記プロセッサは、さらに、乱数値を発生し、前記乱数値と前記鍵から別のヘルパーデータを生成するように構成され、

前記プロセッサは、前記別のヘルパーデータを格納するように構成され、

前記プロセッサは、前記装置IDと前記ユーザ識別情報とともに、前記鍵、乱数値、及び前記装置IDの関数を前記リモートサービスに送信するように構成され、

前記プロセッサは、前記別のヘルパーデータを読み出す段階を有し、

前記リモートサービスで前記装置と前記ユーザを認証する手順において、前記プロセッサは、前記別のヘルパーデータと前記鍵から前記乱数値を求め、前記鍵、ランダム値、及び前記装置IDの関数から別の鍵を生成するように構成され、

前記プロセッサは、前記測定データと前記別の鍵から前記メッセージ認証コードを生成するように構成され、

前記リモートサービスは、前記メッセージと、前記装置ID、ユーザ識別情報、及び前記登録する段階に送信された前記鍵とランダム値と前記装置IDとの関数とを用いて、前記装置と前記ユーザを認証するように構成された、システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、装置とユーザの認証方法及びシステムに関する。本発明を用いて、装置IDを

10

20

30

40

50

用いた、ヘルスサービスのための患者認証を改善できる。

【背景技術】

【0002】

ヘルスケア分野におけるトレンドとして、すべてのレベルにおいて消費者/患者による関与がますます重要になりつつある。消費者/患者が自分の健康管理にいままで以上に積極的な役割を果たしている。このような患者に対するエンパワーメント (empowerment) というトレンドはすでに広く支持されている。患者が自分自身の健康関係情報を収集でき、ポータブルデバイス、PC、(CapMed、WebMD、MedKeyなどの) オンラインサービスに格納できる多数のソリューションが市場に投入されてきた。これらのソリューションは個人健康記録サービス (Personal Health Record service、以下PHR) と呼ばれることが多い。すでに市場に投入された多くの製品により、患者は測定結果その他の医療データを (LifeSensor、Microsoft HealthVaultなどの) PHRに自動的に入力できる。このようなシステムでは、例えば体重計が情報をBluetoothを介してPCに送信し、そのデータがPCからユーザのPHRにアップロードされる。これにより、患者は自分自身の健康データを収集して管理し、さらに重要なことには、治療に係わる様々なヘルスケア専門家とそのデータを共有できる。

10

【0003】

ヘルスケアにおけるもう一つの重要なトレンドとして、ヘルスケアの提供が、医療機関における診療から、外来診療や在宅診療に徐々に広がってきている。情報技術や通信技術の発達により、遠隔治療や遠隔患者監視を含む遠隔ヘルスケアサービス (遠隔医療) が開発されている。市場では多くのサービスが遠隔医療 (telehealth) インフラストラクチャを展開し、ホームハブを介して測定装置を遠隔バックエンドサーバに接続している。ヘルスケアプロバイダは、このアーキテクチャを用いて測定データに遠隔的にアクセスし、患者の役にたっている。例えば、(Philips Motive、PTSなどの) 疾病管理サービスや (Philips Lifelineなどの) 緊急応答サービスがある。

20

【0004】

実現とこの市場のさらなる成長のために、測定装置、ホームハブ (home hubs)、およびバックエンドサービスの相互運用性が非常に重要になっている。Continua healthアライアンスはこの必要性を認識している。図1に示したように、この構想は、測定装置とホームハブ装置 (アプリケーションホスティング) とオンラインヘルスケア/ウェルネスサービス (WAN) とヘルスレコード装置 (PHR/EHR) との間のプロトコルを標準化する。Continuaは、データフォーマットとデータ交換の問題の次に、セキュリティ問題とセーフティ問題も解決しようとしている。

30

【0005】

遠隔医療の領域における基本的なセキュリティ問題の1つとして、ユーザと装置の認証/識別の問題がある。すなわち、遠隔的に患者が測定したデータを遠隔医療サービスまたは医療専門家により用いられるとき、ヘルスケアプロバイダは患者が報告する情報を信用しなければならない。具体的には、サービスプロバイダは、測定結果が患者本人からのものであり、その測定結果を取るのに適切な装置を用いたことを信頼しなければならない。例えば、血圧測定を考えると、登録したユーザの血圧を測定したこと、安物の装置ではなく認定を受けた装置により測定したことが分からなければならない。これは非常に重要なことである。間違ったデータに基づいてヘルスケア上の重大な結論を下してしまうおそれがあるからである。そのため、ユーザ認証と装置認証をサポートしなければならない。これには、患者の安全性 (データの出所がはっきりして信頼できるデータに基づいて、診断と医療上の決定がなされること)、コストの低減 (データが信頼でき、患者が提供したデータをコンシューマ医療及び専門家による医療の領域において再利用できること)、および患者の便宜 (患者が自宅で医療上の測定をできること) という利益がある。

40

【0006】

現在の実務では、装置識別子 (装置ID) が、ユーザ識別子 (ユーザID) として、または (同じ装置を複数のユーザが用いるとき) ユーザIDを求める手段として用いられる

50

。例えば、Continuaでは、非特許文献1に記載されているように、PANインタフェースにおいて(図1を参照)、各Continua装置がそれ自身の固有の装置IDを送る必要がある。ユーザIDは任意的である(1、2、A、Bのように非常に簡単なものでもよい)。ハブ装置(アプリケーションホスティング装置)は、有効なユーザIDを取得し、装置IDに関連する簡単なユーザIDを有効なユーザIDにマッピングできる。装置IDの次に有効なユーザIDを送れる測定装置があってもよい。この場合、マッピングは必要ない。

【0007】

現在のこのアプローチにはいくつかの問題がある。第1に、現在のアプローチはユーザ/装置の認証をサポートしておらず、測定結果にユーザIDを付加するだけである。データの出所がはっきりせず、あとでそれを処理する際、ヘルスケアプロバイダはその測定結果を得るのにどの装置を使ったか、確実に分らない。第2に、現在のマッピングアプローチはユーザと装置IDとを素早く関連付けず、間違いが生じる余地がある。ユーザが図らずも間違るか(マニュアルマッピングが必要な場合、ユーザは測定ごとに、アプリケーションホスティング装置または測定装置で自分のIDを選択しなければならない)、またはシステムがユーザを取り違えることもある(アプリケーション設計者は特に注意して、測定結果を間違ったユーザに関連付ける可能性を低減するように、データ管理をすべきである)。第3に、悪意のあるユーザが、本当のユーザになりすまして、間違った測定結果を送る場合もある。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0008】

【非特許文献1】Continua Health Alliance, "Recommendations for Proper User Identification in Continua Version 1 - PAN and xHR interfaces" (Draft v.01) December 2007

【発明の概要】

【課題を解決するための手段】

【0009】

それゆえ、本発明の目的は従来技術の改良である。

【0010】

本発明の第1の態様による方法は、装置とユーザを認証する方法であって、前記装置の装置IDを取得する段階と、前記ユーザのバイOMETリック測定を行う段階と、前記ユーザのヘルパーデータを取得する段階と、前記バイOMETリック測定とヘルパーデータから鍵を生成する段階と、前記鍵を、または前記鍵から求めたコンポーネントを含むメッセージを生成する段階と、リモートサービスに前記メッセージを送信する段階と、前記メッセージを用いて、前記装置と前記ユーザを認証する段階と、を有する。

【0011】

本発明の第2の態様によるシステムは、装置とユーザを認証するシステムであって、前記ユーザのバイOMETリック測定を実行するように構成された測定装置と、プロセッサとを有し前記プロセッサは、前記装置の装置IDを取得し、前記ユーザのヘルパーデータを取得し、前記バイOMETリック測定とヘルパーデータから鍵を生成し、前記鍵を、または前記鍵から求めたコンポーネントを含むメッセージを生成し、リモートサービスに前記メッセージを送信する。

【0012】

本発明により、ユーザの識別情報と装置の識別子を組み合わせ、その装置から来るそのデータが、その装置とそのユーザからのものであることを確認することができる。各ヘルスケア装置が、変更できない固有のIDを有するとの仮定の下に、患者の識別情報を装置IDに密接に組み合わせる別の実施形態を提供する。これは、パーソナルヘルスケアアプリケーションにおけるデータ品質保証と信頼性を支持する。装置とユーザの認証/識別を確実なものとするため、各装置の固有のグローバルIDを、バイOMETリックと組み合

10

20

30

40

50

わせて用いる。本発明は、ユーザIDと、測定に使われる装置の識別子との密接な結合を提供し、装置/ユーザが登録されていないと、それをすぐに検出して、バイOMETリックスを用いた強力なユーザ認証を行う。

【0013】

好ましい実施形態において、鍵を生成する段階は、装置IDから鍵を生成する段階を有する。プロセスの早い段階で、ユーザのバイOMETリック情報と装置IDを強く結びつける一方法は、装置IDを、セキュアプロセスで用いる鍵の生成に、用いることである。バイOMETリック情報とヘルパーデータと装置IDを用いて、鍵を生成し、装置から取得した検出データとともに送ることができる。

【0014】

有利にも、本方法は、さらに、ユーザの検出データを取得する段階を有し、鍵から求めたコンポーネントは鍵を用いて処理した検出データを含む。鍵を用いて検出データを署名し、サービスプロバイダに送るメッセージに含める。これにより、生成した鍵を用いて検出データを保護する簡単かつ効果的な方法を提供し、その検出データを提供した装置とユーザを認証プロセスにより確実に識別できる。

【0015】

別の一実施形態において、本方法は、前記バイOMETリック測定とヘルパーデータからコードワードを生成する段階と、前記装置IDが前記コードワードと一致するかチェックする段階とを有する。これは、第三者のサービスプロバイダにメッセージを送る前に装置IDをチェックできるプロセスを支持する。この時、ユーザに警告を発することができるが、それでも、ユーザと、そのユーザが現在使っている装置を認証するセキュアな方法を提供する。

【0016】

さらに別の実施形態では、メッセージを発する段階は、そのメッセージにユーザのヘルパーデータを含める段階をさらに有し、前記装置と前記ユーザを認証する段階は、前記ヘルパーデータと前記装置IDとから前記鍵を生成する段階を有する。この方法により、装置とユーザに関する情報のセキュアな送信が可能になる。サービス側における認証により、ヘルパーデータと装置IDにより必要となる鍵を生成するからである。ユーザまたは装置のどちらかが間違っているとき、正しい鍵は生成できない。

【0017】

さらに別の一実施形態において、本プロセスは、さらに、前記鍵で前記装置IDを暗号化する段階を有し、前記鍵から求めたコンポーネントは前記暗号化された装置IDを含む。装置IDで鍵を生成してその鍵をメッセージで送信するのではなく、本システムは、バイOMETリックデータとユーザのヘルパーデータから生成した鍵を用いて、装置IDを暗号化できる。これにより、サービス側でユーザと装置をセキュアな方法で認証できる。

【図面の簡単な説明】

【0018】

添付した図面を参照して、例により、本発明の実施形態を説明する。

【図1】ヘルスケアシステムを示す概略図である。

【図2】ヘルスケアシステムを示す別の概略図である。

【図3】装置とユーザ認証システムを示す概略図である。

【図4】登録および認証の手続を示すフローチャートである。

【図5】登録および認証の手続を示す別のフローチャートである。

【図6】登録および認証の手続を示すさらに別のフローチャートである。

【図7】登録および認証の手続を示すさらに別のフローチャートである。

【図8】登録および認証の手続を示すさらに別のフローチャートである。

【図9】登録および認証の手続を示すさらに別のフローチャートである。

【図10a】認証システムの好ましい実施形態を示す概略図である。

【図10b】認証システムの好ましい実施形態を示す別の概略図である。

【発明を実施するための形態】

10

20

30

40

50

【 0 0 1 9 】

ヘルスケアシステムの一例を図 1 に示す。腕時計や血圧計などのいろいろな P A N (パーソナルエリアネットワーク) 装置 1 0 を示した。これらはユーザの生理的パラメータを直接測定する。また、トレッドミルなどの LAN (ローカルエリアネットワーク) 装置 1 2 が設けられている。これらは、ユーザに関する別のヘルスケア情報の収集に用いることができる。PAN装置 1 0 と LAN 装置 1 2 は、コンピュータや携帯電話などの適切なアプリケーションホスティング装置 1 4 に、好適な (有線及び / または無線の) インタフェースを介して接続されている。これらのアプリケーションホスティング装置は、例えば、ユーザの自宅にある P A N 装置 1 0 や LAN 装置 1 2 に対してローカルなものである。ホスティング装置 1 4 は好適なアプリケーションを実行し、いろいろな P A N 装置 1 0 や LAN 装置 1 2 からの出力を収集して、整理する。

10

【 0 0 2 0 】

アプリケーションホスティング装置 1 4 はサーバなどの W A N (ワイドエリアネットワーク) 装置 1 6 に接続されている。W A N 接続はインターネット等のネットワークを介したものでよい。また、サーバ 1 6 は好適なインタフェースを介してヘルスレコード装置 1 8 に接続されている。このヘルスレコード装置は、システムのユーザのヘルスレコードを保持する。各ユーザは装置 1 8 にヘルスレコードを有している。上述の通り、最も重要なことは、第 1 に、装置 1 8 に格納された個人のヘルスレコードにより記録されたデータが正しいユーザに割り当てられること、第 2 に、そのデータを最初に記録した装置 1 0 または 1 2 が確実に分かることである。また、それに関連する P A N 装置 1 0 や LAN 装置 1 2 が、システムにおける使用を認められていることも好ましい。

20

【 0 0 2 1 】

図 2 は、ユーザ 2 0 が P A N 装置 1 0 で測定をしている、図 1 のシステムを示す。ホームハブ 1 4 により、データを、患者のレコード 2 2 を保持しているリモートレコード装置 1 8 に送ることができる。リモートレコード装置 1 8 も G P レコード 2 4 と直接通信する。この例では、ユーザ 2 0 は、装置 1 0 に対して自分を偽っており、また、しようとする測定にとって正しくない装置 1 0 を用いている。従来システムでは、これによりレコード 2 2 に不正エントリがなされ、患者の状態に関して不正な警報が発せられることがある。

【 0 0 2 2 】

図 2 に示したようなエラーを防ぐため、本発明によるシステムを図 3 に示す。この図は、P A N 装置 1 0 、 L A N 装置 1 2 、ユーザ 2 0 を示し、これらはリモートヘルスケア装置 1 8 と通信している。基本原理は、ユーザ 2 0 から、及び装置 1 0 または装置 1 2 からの情報から鍵を求める。一実施形態では、その鍵を用いて装置 1 0 または 1 2 からの検出データを符号化し、符号化データをリモートサーバ 1 8 に送信する。ユーザ 2 0 の (指紋などの) バイオメトリック測定を行い、このバイオメトリック測定により鍵を生成する。ユーザ 2 0 からのデータと組み合わせて、装置 1 0 または 1 2 のどれが実際に測定しているかという情報を用いて、ユーザ 2 0 と装置 1 0 または 1 2 を確実に識別できるように、データを保護する鍵を生成する。

30

【 0 0 2 3 】

バイオメトリック測定から取り出したユーザ ID と、それぞれの装置 1 0 または 1 2 の装置 ID を、図 1 のコンポーネント 1 4 であるアプリケーションホスティング装置で組み合わせることもできる。ほとんどの測定装置 (P A N 装置 1 0 と LAN 装置 1 2) は、機能が限定されているため指紋センサを有していない。指紋センサはアプリケーションホスティング装置 1 4 に取り付けることができる。ユーザが測定するとき、測定結果とともに装置 ID もホスティング装置 1 4 に送られる。ここで、バイオメトリック ID と装置 ID が合成され、鍵が生成される。この鍵を用いて、装置 1 0 または 1 2 からのデータの署名 (すなわち認証) をする。

40

【 0 0 2 4 】

バイオメトリックスは、人が何をもっているか (トークン) または何を知っているか (

50

パスワード)ではなく、その人が誰かに基づいて、人を識別または認証する。バイオメトリック特性は、トークンやパスワードと違って無くしたり忘れたりしないので、人を識別および認証する魅力的かつ便利な代替方法を提供する。しかし、個人のバイオメトリックスは、通常、一様にランダムな性質のものではなく、測定をするたびに正確に再生できるものでもない。この問題を軽減するため、「ファジーエクストラクタ (fuzzy extractors)」を用いて、個人のバイオメトリックスから、ほぼ一様かつ信頼性が高い鍵を抽出する (extract)。

【 0 0 2 5 】

人の指紋や虹彩スキャンなどのバイオメトリック情報は、明らかに、一様なランダムストリングではなく、測定するたびに正確に再生できるものでもない。このため、ファジーエクストラクタは、バイオメトリック入力からほぼ一様なランダム性 R を求めるのに用いられる。入力に変化しても、オリジナルに十分近い限り、 R は同じであるという意味で、この抽出もエラートレラント (error tolerant) である。このように、ファジーエクストラクタ、すなわちヘルパーデータアルゴリズム (helper data algorithm) は、ノイズが多いバイオメトリックデータから 1 つ (またはそれ以上) のセキュア鍵を抽出する必要がある。これらのトピックスに関するもっと詳しい情報は、次の文献を参考にされたい: J.-P. M. G. Linnartz and P. Tuyls, 「New Shielding Functions to Enhance Privacy and Prevent Misuse of Biometric Templates」 in Audio-and Video-Based Biometric Person Authentication, AVBPA 2003, ser. LNCS, J. Kittler and M. S. Nixon, Eds., vol. 2688. Springer, June 9-11, 2003, pp. 393-402; および Y. Dodis, M. Reyzin, and A. Smith, 「Fuzzy extractors: How to generate strong keys from biometrics and other noisy data」 in Advances in Cryptology, EUROCRYPT 2004, ser. LNCS, C. Cachin and J. Camenisch, Eds., vol. 3027. Springer-Verlag, 2004, pp. 523-540.

【 0 0 2 6 】

ファジーエクストラクタは 2 つの基本的な前提条件 (primitives) を必要とする。第 1 に、情報の突き合わせまたはエラー訂正と、第 2 に、プライバシーの強化またはランダムネス抽出である。これにより、一様に分布したランダム変数に非常に近い出力を確保できる。これらの 2 つの前提条件を実現するために、加入または登録段階において、ヘルパーデータ W を生成する。その後、鍵再構成または認証段階において、ノイズが多い測定結果 R_1 とヘルパーデータ W とに基づき、鍵を再構成する。

【 0 0 2 7 】

(トラステッド環境において行われる) 加入段階において、 Gen と呼ぶ確率的手続を実行する。これは、入力として、ノイズが多いバイオメトリック測定結果 R を受け取り、出力として、鍵 K とヘルパーデータ W : $(K, W) = Gen(R)$ を生成する。ヘルパーデータ W を生成するため、少なくとも「 t 」個のエラーを訂正できるように、エラー訂正コード C を選択する。訂正するエラー数は、具体的なアプリケーションとバイオメトリック測定の質による。適切なコードを選べば、ヘルパーデータ W は、まず C からランダムコードワード C_s を選び、 $W_1 = C_s + R$ を計算することにより生成される。さらに、集合 H からランダムにユニバーサルハッシュ関数 h_i を選択し、鍵 K を $K = h_i(R)$ と定義する。そして、ヘルパーデータは $W = (W_1, i)$ と定義する。

【 0 0 2 8 】

鍵再構成段階において、 Rep と呼ぶ手続を実行する。これは、入力としてノイズが多い応答 R とヘルパーデータ W を受け取り、(R が R と同じ情報源からのものであれば) 鍵 K を再構成する、すなわち $K = Rep(R, W)$ 。鍵の再構成は、 $C_s = W_1 + R$ を計算し、 C の復号アルゴリズムによって C_s を C に復号して、 $R = C_s + W_1$ を回復し、最終的に $K = h_i(R)$ を計算することにより行う。本発明は、他の種類のヘルパーデータでも機能する。例えば、XORではなく、置換を行うことも可能である。

【 0 0 2 9 】

10

20

30

40

50

前述の通り、本システムが解決する問題は、患者 20 と、測定を行った装置 10 または 12 の認証である。これは、測定結果を装置 ID とユーザの両方にリンクすることにより実現する。Continua が認定した各ヘルスケア装置 10、12 は、固有のグローバル ID を有する。ユーザと装置を同時認証する方法は主に 2 つある。第 1 に、バイオメトリック測定結果をランダムエラー訂正コード C に直接マッピングし、ヘルパーデータを生成する。しかし、バイオメトリック測定結果を直接マッピングするのではなく、バイオメトリック測定結果と装置 10 または 12 の固有のグローバル ID を共にランダムエラー訂正コードワードにマッピングする。

【0030】

第 2 の方法では、装置の固有のグローバル ID を、ランダムストリングと組み合わせて、ランダムコードワードにマッピングする。そして、ユーザの登録において、バイオメトリックヘルパーデータの生成の際に、このコードワードを用いる。そのため、バイオメトリック測定結果のヘルパーデータは、装置の固有のグローバル ID に依存する。この場合、秘密のコードワードが固有の装置 ID に依存するので、装置とユーザを一度に認証することができる。以下に説明するすべての実施形態において、ユーザを識別するストリング（通常、「i」を整数として U_i と記す）を用いる。このストリングはユーザの名前、電子メールアドレス、これらの「自然な」識別子の関数（例えば、かかる識別子の下位「b」ビット）であってもよい。

【0031】

使用する装置 10 または 12 に関して、以下のアルゴリズムが利用可能であると仮定する：
 - $ReadID$ アルゴリズム。これはコールされると、装置の固有のグローバル ID を返す（これは $D_{ID_i} ReadID(i)$ と記す。この記法は装置 i に対して $ReadID$ コマンドを実行することを意味する）。
 - $GenBio$ アルゴリズム。これはユーザ U からバイオメトリック測定結果 BM_u を受け取ると (K_u, W_u) を出力する（これは $(K_u, W_u) GenBio(BM_u)$ と記す）。
 - $RepBio$ アルゴリズム。これはユーザ U からバイオメトリック測定結果 BM_u を受け取り、ヘルパーデータ W_u を受け取り、 BM_u と W_u が十分近いと、鍵 K_u を出力する（これは $K_u RepBio(BM_u, W_u)$ と記す）。

【0032】

第 1 の実施形態では、本システムは次のように動作する。ユーザ $U_1, U_2, U_3, \dots, U_n$ のグループが装置 i を有し、その装置 i でユーザの信号を測定する。実施形態 1 の登録手順を図 4 の左側に示す。ステップ R1.1 は、実施形態 1 の登録プロセスの最初のステップである。図 4 の右側には、対応する認証プロセスを示す。ステップ A1.1 は、実施形態 1 の認証プロセスの最初のステップである。

【0033】

ステップ R1.1 において、ユーザ U_j が装置 i を初めて使うとき、 $GenBio$ アルゴリズムを実行する前に、 $D_{ID_i} ReadID(i)$ するようにアルゴリズム $ReadID$ を実行する。 D_{ID_i} を受け取ると、ステップ R1.2 において、バイオメトリックデータ BM_{uj} を取得し、 $(K_{uij}, W_{uij}) GenBio(BM_{uj} || D_{ID_i})$ のように、 BM_{uj} と D_{ID_i} に $GenBio$ アルゴリズムを実行する。ここで、「||」は、 BM_{uj} と D_{ID_i} の単純な連結または XOR を表すものとする。 $GenBio$ アルゴリズムの出力は、ほぼ一様な鍵 K_{uij} とヘルパーデータ W_{uij} である。ヘルパーデータ W_{uij} は、バイオメトリック測定結果 BM_u と、装置の固有のグローバル ID すなわち D_{ID_i} の両方に依存する。これはステップ R1.3 である。

【0034】

装置 i を使用したい全てのユーザに対して、ステップ R1.2 と R1.3 を繰り返す。装置にはエントリー $(U_j; W_{uij})$ を有するデータベースが格納されている。ここで、 U_j はユーザを特定するストリングである。このストリングは、電子メールアドレス、システムが生成した識別子、前記の関数（例えば、ユーザを特定する非常に長い識別子のうちの最下位 16 ビット）などであり得る。あるいは、 K_{uij} を用いてヘルパーデータ

10

20

30

40

50

にインデックス付けしてもよい。しかし、認証に用いる鍵が暗号化されずに格納されるので、セキュリティの点でこれは望ましくない。これはステップ R 1 . 4 である。

【 0 0 3 5 】

計算した対称鍵「 $K_{u_i j}$ 」は、ユーザのバイOMETリックと装置のグローバル ID の両方に依存し、ステップ R 1 . 5 において、装置 ID とユーザ U_j の識別子とともに、ヘルプサービスプロバイダにセキュアな方法で送信される。プライバシーの観点から、異なるステップの U_j は同じ識別子である必要はない。しかし、その場合、装置またはサーバに格納された識別子間の 1 対 1 マッピングが必要である。

【 0 0 3 6 】

実施形態 1 の認証手順も図 4 に示した。ユーザ I_j は、装置 i を用いて測定したいとき、その装置を操作する前に、ステップ A 1 . 1 に示したように、 $D_{ID_i} ReadID()$ を実行する。 D_{ID_i} を得ると、 U_j はヘルパーデータを読み出し、それからバイOMETリックデータ $B_{M_{u_j}}$ を取得する (ステップ A 1 . 2)。次に、 $K_{u_i j} RepBio(B_{M_{u_j}} || D_{ID_i}, W_{u_i j})$ を実行し、 $K_{u_i j}$ を回復する (ステップ A 1 . 3)。

【 0 0 3 7 】

ユーザのデータを測定し、 $K_{u_i j}$ を用いてそのデータのメッセージ認証コード (MAC) を計算する (ステップ A 1 . 4)。MAC は専用の MAC でもよいし、鍵利用ハッシュ関数 (keyed hash function) であってもよい。ユーザ U_j の識別子 (例えば、ユーザ ID、電子メールアドレス等) と共にデータと MAC をサービスプロバイダに送る (ステップ A 1 . 5)。そして、ユーザと装置の認証を行う (ステップ A 1 . 6)。サービスプロバイダは、自分のデータベースを検索して、ユーザの識別子を探し、MAC を、このユーザに対して登録されているすべての鍵に対してチェックする。MAC が、これらの鍵の 1 つとうまく照合できたら、データを受け入れ、鍵を用いた装置に割り当てる。うまく照合できなければ、データを拒絶し、(任意的に) ユーザに通知を返す。

【 0 0 3 8 】

代替的に、ステップ A 1 . 5 において、MAC と共に、ユーザ ID と装置 ID を両方も送信する。次に、サービスプロバイダはシングル MAC をチェックしなければならない。これには、ステップ A 1 . 5 において、追加のデータ帯域幅を用いるという代償が必要である。チャンネルによるユーザ識別情報と装置 ID の送信に関してプライバシー問題があっても、既存の擬似ランダム化方法や暗号化方法を用いて、その問題を解決できる。ステップ A 1 . 5 で、データと MAC のみを送信し、ステップ A 1 . 6 で、どの装置とユーザがデータを送信したかサーバに調べさせてもよい。

【 0 0 3 9 】

公開鍵暗号を用いる別の方法である実施形態 2 を図 5 に示す。このシステムでは、ユーザ $U_1, U_2, U_3, \dots, U_n$ のグループが装置 i を有し、その装置でユーザの信号を測定するという点で実施形態 1 と同様である。実施形態 2 の登録手順を図 5 の左側に示し、認証手順を図 5 の右側に示した。

【 0 0 4 0 】

ユーザ U_j が装置 i を初めて使うとき、 $GenBio$ アルゴリズムを実行する前に、 $D_{ID_i} ReadID(i)$ するようにアルゴリズム $ReadID$ を実行する (ステップ R 2 . 1)。このユーザの装置は、初期化後、または計算を実行する必要があることを示す信号を受信後、ユーザのための計算を実行する。 D_{ID_i} を受け取ると、 $B_{M_{u_j}}$ を取得し (ステップ R 2 . 2)、 $(K_{u_i j}, W_{u_i j}) GenBio(B_{M_{u_j}} || D_{ID_i})$ するように、 $B_{M_{u_j}}$ プラス D_{ID_i} に $GenBio$ アルゴリズムを実行する。ここで、「||」は、 $B_{M_{u_j}}$ と D_{ID_i} の単純な連結または XOR を表すものとする。 $GenBio$ アルゴリズムの出力は、ほぼ一様な鍵 $K_{u_i j}$ とヘルパーデータ $W_{u_i j}$ である。ヘルパーデータ $W_{u_i j}$ は、バイOMETリック測定結果 $B_{M_{u_j}}$ と、装置の固有のグローバル ID である D_{ID_i} の両方に依存する。これはステップ R 2 . 3 である。装置を利用したいすべてのユーザに対して、これら 2 つのステップを繰り返す。装置に記憶されたデータ

10

20

30

40

50

ベースにエントリー ($U_j ; W_{u i j}$) を格納する (ステップ R 2 . 4)。

【 0 0 4 1 】

計算された鍵 $K_{u i j}$ は、ユーザのバイオメトリックと装置のグローバル ID の両方に依存し、ユーザ j と装置 i のペアの秘密鍵として用いられる。利用する公開鍵暗号によっては、ユーザは、秘密鍵 $K_{u i j}$ を入力し、公開鍵 $K_{u i j} _ p u b$ を出力する公開鍵生成プロセスを実行する。これはステップ R 2 . 5 である。

【 0 0 4 2 】

そして、 $K_{u i j} _ p u b$ を、装置 ID とユーザの識別情報とともに、ヘルスサービスプロバイダにセキュアかつ認証して送信する (ステップ R 2 . 6)。あるいは、登録段階において、認証局 (またはサービスプロバイダ) が、ユーザおよびその装置の公開鍵証明書 10を生成してもよい (この証明書は、ユーザ識別情報と、装置識別情報と、ユーザと装置のペアの公開鍵 $K_{u i j} _ p u b$ と、その他の年齢、住所等の個人データ情報とを含む)。これらの情報はすべて認証局の秘密鍵により署名される。自己証明を使う場合、ユーザはこのデータを自分の秘密鍵 $K_{u i j}$ で署名する。

【 0 0 4 3 】

実施形態の認証手続では、ユーザ U_j は装置 i を用いて測定することを望んでいる。ユーザ U_j は、装置を操作する前に、 $D_{I D i} \text{ Read ID } ()$ を実行する (ステップ A 2 . 1)。ユーザ U_j は、 $D_{I D i}$ を取得すると、ヘルパーデータを読み出し、バイオメトリックデータ $B M_{u j}$ を取得する (ステップ A 2 . 2)。そして、 $K_{u i j} \text{ Rep Bio } (B M_{u j} \parallel D_{I D i} , W_{u i j})$ を実行して $K_{u i j}$ を回復する (ステップ A 2 20 . 3)。検出データを測定して $K_{u i j}$ を用いて署名 (sign) する (ステップ A 2 . 4)。

【 0 0 4 4 】

データと署名は、公開鍵 $K_{u i j} _ p u b$ を含むユーザ / 装置の証明書と共に、サービスプロバイダに送られる。ユーザ / 装置の証明書は 1 度だけ送ればよく、バックエンドシステムに記憶される。これはステップ R 2 . 5 である。サービスプロバイダはそのデータベースを検索してユーザの証明書を探し、署名をチェックする。署名を照合して正しいと、データを受け入れて、用いた鍵に対応するユーザと装置のペア、または (データが正しく生成されているかぎり、ユーザデータを格納できればよいのだから) 単にユーザに割り当てる。うまく照合できなければ、データを拒絶し、(任意的に) ユーザに通知を返す。 30これはステップ R 2 . 6 である。

【 0 0 4 5 】

本実施形態では、ユーザと装置を同時認証 (combined user and device authentication) する別の方法も考えられる。主なアイデアは、装置 D I D の固有のグローバル ID に基づくヘルパーデータの生成である。各装置は、(M A C アドレスのような) 変更不能な固有のグローバル ID を有するものと仮定する。この固有のグローバル ID は、別の新しいランダムストリングと連結されて、コードワード C にマッピングされる。バイオメトリックのヘルパーデータがコードワード C に基づき生成される。この代替方法を図 6 に示した。

【 0 0 4 6 】 40

提案の登録手続では、ユーザ $U_1 , U_2 , U_3 , \dots , U_n$ のグループが装置 i を有し、その装置がユーザの信号を測定する。ステップ R 3 . 1 において、装置 ID $D_{I D i}$ を取得する。ユーザ U_j は、装置を最初に使う前に、装置 i ID に符号化手続を実行して、 $C_i \text{ Encode } (D_{I D i} \parallel i)$ を取得する。ここで、「 i 」はランダムストリングであり、 C_i はコードワードである。これはステップ R 3 . 2 である。各ユーザのランダムストリング「 i 」は異ならねばならない。 i の目的は、ヘルパーデータをバイオメトリックのための適切なサイズにすることである。

【 0 0 4 7 】

ユーザ U_j は自分のバイオメトリックデータを取得し (ステップ R 3 . 3)、ヘルパーデータを生成するために、手続 $GenHelperData ()$ を実行する。 $GenHe$ 50

l p e r D a t a はステップ R 3 . 2 で生成されたコードワード「C i」と、デジタル化されたバイOMETリック測定結果 B M u j とに作用し、(K u i j , W u j , i) G e n B i o (C i , B M u j) を生成する。次に、C i を、バイOMETリックシステムにおける擬似識別情報の生成に使われるランダムネス (randomness) として用いる。これはステップ R 3 . 4 である。装置を利用したいすべてのユーザに対して、このステップを繰り返す。装置に記憶されたデータベースにエンタリー (U j ; W u j , i) を格納する (ステップ R 3 . 5) 。 K u i j の値を、装置 I D D _ I D _ i とユーザ名 U j と共に、セキュアかつ認証された方法で、サーバに送る (ステップ R 3 . 6) 。

【 0 0 4 8 】

この方法の認証手順も図 6 に示した。ユーザ U j は、装置 i を用いて測定することを望んでいる。ユーザ U j は、D _ I D _ i R e a d I D () のように装置 I D を読み出す。これがステップ A 3 . 1 である。ユーザ U j は、バイOMETリック測定を行い、ローカルデータベースから装置 I D D _ I D _ i に対応するヘルパーデータを回復する (ステップ A 3 . 2) 。 K u i j R e p B i o (B M u j , W u j , i) を実行し、K u i j を回復する (ステップ A 3 . 3) 。手順 R e p B i o 中に、コードワード C i を再構成しなければならない。このように、コードワード C i の第 1 部分が D _ I D _ i に対応するかチェックすることができる (ステップ A 3 . 4) 。対応しなければ、認証手順を中止するか、ユーザに警告を送る。

【 0 0 4 9 】

装置 i は、秘密鍵 K u i j を用いて、測定したデータのメッセージ認証コード (M A C) を計算し (ステップ A 3 . 5) 、データと M A C を、ユーザ I D 及び (場合によって) 装置 I D とともに、ヘルスサービスプロバイダに送る (ステップ A 3 . 6) 。ヘルスサービスプロバイダは、ユーザと装置の I D に対応する鍵を読み出すことにより M A C を確認 (v e r i f y) し、確認できればデータを受け入れる (ステップ A 3 . 7) 。実施形態 1 と同様に、M A C の代わりに、公開鍵方式 (p u b l i c - k e y p r i m i t i v e s) (署名) を使うように、この登録と認証の手続を変更することは容易である。

【 0 0 5 0 】

もっとセキュアな変形例も可能である。上記の手続により、装置 I D D _ I D _ i を知ると、第三者はユーザのバイOMETリックに関する情報の一部を取得できてしまう。これを避けるため、図 7 に示したように、次のバリエーションを実行することができる。

【 0 0 5 1 】

登録手順において、前述の通り、ユーザ U 1 , U 2 , U 3 , . . . , U n のグループが装置 i を有し、その装置がユーザの信号を測定する。ステップ R 4 . 1 において、装置 I D D _ I D _ i を取得する。ユーザ U j は、装置を最初に使う前に、装置 i I D の関数とノンズ (n o n c e) に符号化手順を実行して (この関数は、例えば、ハッシュ関数でもよいし、I D を表すビットの一部でもよい) 、C i E n c o d e (f (D _ I D _ i || i)) を取得する。ここで、「 i 」はランダムストリングであり、C i はコードワードである。各ユーザのランダムストリング「 i 」は異ならねばならない。 i の目的は 2 つある。すなわち、(i) ヘルパーデータをバイOMETリックに適したサイズにすること、及び (i i) 装置 I D が分かっても、C i を予測できないようにすることである。ランダムなノンズ i は秘密にしておかなければならない。関数 f はその引数の任意の関数である。好ましくは、(S H A - 1 , S H A - 2 等の) ハッシュ関数などの暗号的にセキュアな片方向関数である。これはステップ R 4 . 2 である。

【 0 0 5 2 】

ユーザ U j は自分のバイOMETリックデータを取得し (ステップ R 4 . 3) 、ヘルパーデータを生成するために、手続 G e n H e l p e r D a t a () を実行する。G e n H e l p e r D a t a はステップ R 1 で生成されたコードワード「C i」と、デジタル化されたバイOMETリック測定結果 B M u j とに次のように作用する：(K u i j , W u j , i) G e n B i o (C i , B M u j) 。次に、C i を、バイOMETリックシステムにおける擬似識別情報の生成に使われるランダムネス (randomness) として用いる。これはス

10

20

30

40

50

ステップ R 4 . 3 である。装置を利用したいすべてのユーザに対して、このステップを繰り返す。装置に記憶されたデータベースにエントリー ($U_j ; W_{u_j, i}$) を格納する (ステップ R 4 . 5)。

【 0 0 5 3 】

ステップ R 4 . 6 として、リモートサービスに、セキュアかつ認証を受けた方法で、次の値 (D_{ID_i}, i, U_j) を送る。必ずしも必要ではないが、 $K_{u_j, i}$ をサーバに送ることも可能である。場合によっては、 $K_{u_j, i}$ を送ると、サーバに対して性能的に有利になることもある。サーバは、データを受け取るたびに新しい鍵を計算する必要がないからである。また、こうすることにより、ユーザのバイOMETリック測定結果が外部に漏れることを防止できる。一方、トリプレット (triplet) (D_{ID_i}, i, U_j) を送ると、2つの理由によりセキュリティ面で有利になる。第1に、攻撃者がサーバの情報を漏れいしても、鍵 $K_{u_j, i}$ は漏れない。第2に、新しいデータセットごとに鍵を再計算するので、システムがエラートレラントになる。しかし、この変形例には、ユーザのバイOMETリックが漏れるという欠点がある。すなわち、この方法はプライバシーを保てない。

10

【 0 0 5 4 】

図7の、対応する認証手続は次のように働く。ユーザ U_j は、装置 i を用いて測定することを望んでいる。ユーザ U_j は、 $D_{ID_i} \text{ Read ID}()$ のように装置 ID を読み出す (ステップ A 4 . 1)。ユーザ U_j は、バイOMETリック測定を行い、ローカルデータベースから自分のユーザ ID U_j に対応するヘルパーデータを回復する (ステップ A 4 . 2)。 $K_{u_j, i} \text{ Rep Bio} (B_{M_{u_j}}, W_{u_j, i})$ を実行し、 $K_{u_j, i}$ を回復する (ステップ A 4 . 3)。

20

【 0 0 5 5 】

装置 i は、秘密鍵 $K_{u_j, i}$ を用いて、測定したデータのメッセージ認証コード (MAC) を計算し (ステップ A 4 . 4)、データと MAC を、ユーザ ID 及び関連するヘルパーデータ $W_{u_j, i}$ とともに、ヘルスサービスプロバイダに送る (ステップ A 4 . 5)。ヘルスサービスプロバイダは、 (D_{ID_i}, i, U_j) と、ユーザ及び装置の ID に対応するヘルパーデータ $W_{u_j, i}$ とから鍵 $K_{u_j, i}$ を再計算することにより、MAC を確認 (verify) し、確認できれば、データを受け入れる。これはステップ R 4 . 6 である。認証手続においてユーザにより送られたヘルパーデータ $W_{u_j, i}$ に対応する ID を検索することにより、サービスプロバイダには装置の ID が分かる。(登録手続4に示したように) 鍵 $K_{u_j, i}$ がサーバのデータベースにすでに格納されていれば、 $K_{u_j, i}$ を再計算する必要はない。

30

【 0 0 5 6 】

ユーザは、医療上の測定をするのに用いた装置の ID を秘密にして、知っているのはサービスプロバイダだけにしたいと欲する場合がある。この場合、次の実施形態を使える。この実施形態の基本的なアイデアは、バイOMETリックにより求めた鍵を用いて、装置 ID の関数を計算することである。その関数の正しい値は、用いたバイOMETリックに対応するユーザでないと計算できない。鍵としてバイOMETリックにより求めた秘密鍵を用いて、装置 ID の関数を計算する。

【 0 0 5 7 】

この手続における登録と認証を図8に示す。ユーザ $U_1, U_2, U_3, \dots, U_n$ のグループは装置 i を有し、その装置でユーザの信号を測定する。ステップ R 5 . 1 において、装置 ID D_{ID_i} を読み取る。ユーザ U_j は、自分のバイOMETリックを測定し (ステップ R 5 . 2)、 ($K_{u_j, i}, W_{u_j, i}$) $\text{Gen Bio} (B_{M_{u_j}})$ のようにヘルパーデータと鍵を生成する (ステップ R 5 . 3)。ヘルパーデータ $W_{u_j, i}$ は、バイOMETリック再構成を行うところに格納される。例えば、装置からすべての測定結果を集めて、サーバに送るホームハブに格納される。これはステップ R 5 . 4 である。

40

【 0 0 5 8 】

ユーザ U_j は、ステップ R 5 . 5 において、サーバに、 $K_{u_j, i}$ と、装置 i の ID に対応する D_{ID_i} を送る。ステップ R 5 . 3 は、装置を利用したいすべてのユーザに対して繰

50

り返される。ユーザにより情報 $(K_{uj}; D_{ID_i}, U_j)$ がサーバに送られる。装置にはエントリー $(K_{uj}; D_{ID_i}; U_j)$ を有するデータベースが格納されている。ここで、 U_j はユーザを特定するストリングである。

【0059】

対応する認証手順を図8の右側に示した。ユーザ U_j は、装置 i を用いて測定することを望んでいる。ステップA5.1において、装置 ID_{D_i} を読み取る。ユーザは、ステップA5.2において、バイOMETリック測定をして、記憶したヘルパーデータも取得する。ユーザ U_j は、装置を操作する前に、 $K_{uj} \text{ Rep Bio} (B_{M_{uj}}, W_{uj})$ を実行し、 K_{uj} を回復する。 K_{uj} を用いて装置 ID_{D_i} を暗号化して、 $y_i = \text{Enc}_{K_{uj}}(D_{ID_i})$ を生成する。一般的に、 D_{ID_i} と K_{uj} の関数は K_{uj} が分からないと可逆ではない。これはステップA5.3である。多くの場合 D_{ID_i} は公開された値なので、非可逆性は重要である。リプレイ攻撃の影響を受けにくくするため、 $y_i = f(K_{uj}, D_{ID_i}, i)$ を計算できる。ここで、 i はノンス (nonce)、または適当な関数 f のカウンタである。関数 f は、例えば、署名、ハッシュ関数、または暗号化関数である。

【0060】

装置 i は、秘密鍵 K_{uij} を用いて、測定したデータと暗号化した y_i のメッセージ認証コード (MAC) を計算し (ステップA5.4)、データと y_i と MAC を、ユーザ U_j を識別するストリングと共に、ヘルスサービスプロバイダに送る。これはステップA5.5である。同等な公開鍵方式をつかってもよい。ヘルスサービスプロバイダは、ステップA5.6において、MACを確認し、 K_{uj} を用いて y_i を復号し、その結果がデータベース中の装置 ID_{D_i} に対応することを確認し、確認できればデータを受け入れる。

【0061】

効率がもう少し低いバリエーションも可能である。計算した装置ヘルパーデータを用いて装置とユーザの認証を行うことも可能である。これを、図9を参照して以下に説明する。図9の左側の登録プロセスをまず説明する。ユーザ $U_1, U_2, U_3, \dots, U_n$ のグループは装置 i を有し、その装置でユーザの信号を測定する。最初に装置 ID を読み出す (ステップR6.1)。ユーザ U_j は、自分のバイOMETリックを測定し (ステップR6.2)、 $(K_{uj}, W_{uj}) = \text{Gen Bio} (B_{M_{uj}})$ のようにヘルパーデータと鍵を生成する (ステップR6.3)。ステップR6.4において、ヘルパーデータ W_{uj} は、バイOMETリック再構成を行うところに格納される。例えば、装置からすべての測定結果を集めて、サーバに送るホームハブに格納される。

【0062】

登録の次のステップはR6.5であり、秘密のランダムな値 K_i を生成する。追加のヘルパーデータ $W_{i,uj}$ を $W_{i,uj} = K_i + K_{uj}$ で生成する。ここで、「+」は K_i と K_{uj} のXORを示す。データ $W_{i,uj}$ を、測定する装置またはハブに格納する。装置を利用したいすべてのユーザに対して、これらステップを繰り返す。ステップR6.6において、ユーザにより情報 $(f(K_{uj}, K_i, D_{ID_i}); D_{ID_i}, U_j)$ がサーバに送られる。ここで、 f は、前述の実施形態と同様に、 K_{uj} と K_i (及び、場合によってはランダムなノンスまたは非反復的カウンタ) の何らかの関数である。装置に格納されたデータベースにエントリー $(f(K_{uj}, K_i, D_{ID_i}), D_{ID_i}, U_j)$ が記憶される。ここで、 U_j はユーザの識別子である。

【0063】

対応する認証手順は次のように働く。ユーザ U_j は、装置 i を用いて測定を実行することを望んでいる。そして、ステップA6.1において、装置 ID を取得する。ユーザ U_j は、装置を操作する前に、自分のバイOMETリックデータを取得し (ステップA6.2)、 $K_{uj} \text{ Rep Bio} (B_{M_{uj}}, W_{uj})$ を実行し、 K_{uj} を回復する。 $K_i = W_{i,uj} + K_{uj}$ を計算することにより値 K_i を回復する。これはステップA6.3である。鍵 K_{uj}, i は、 $K_{uj}, i = f(K_{uj}, K_i, D_{ID_i})$ のように求める。ステップA6.4ないしA6.6で詳細に説明したように、前述の実施形態と同様の動作を実行

する（データに関するMACの計算、データとMACのサーバへの送信、サーバ側における適当な値の確認）。

【0064】

MACまたは署名の計算に関して、すべてのプロトコルを説明した。同様に、暗号を計算し、データの暗号によるMACをサービスプロバイダに送ることもできる。そうすると、2つの鍵を求める必要がある。これは、追加的なランダム値（randomness）を用いて、追加的なバイOMETリックの登録手続を実行する（すなわち、バイOMETリック測定結果から第2の鍵を求める）ことにより、容易に実現できる。秘密共有方式を用いて、ユーザごとに、一ファミリーの装置について1つの鍵を計算できる。

【0065】

本発明の様々な実施形態にはいくつかの優位性がある。最も重要なのは、このアプローチにより、どの装置とユーザからデータが得られたのか認証できる。データの出所を明らかにするとき、システムは、強い認証メカニズムにより取得できる装置とユーザの識別子を、固有のグローバル装置IDとバイOMETリックスを用いて、とても早く結合する。このアプローチでは、鍵の導出は1ステップで実行され、信頼性が高くなる。さらに、ユーザ・装置ペアごとに鍵をサービスプロバイダに登録する必要があるため、このアプローチは有利である。これは責任の分離を支持するものである。サービスプロバイダまたはEHRインフラストラクチャは、測定装置の登録に関与しなくてよい。最後に、実施する実施形態に応じて、まだ登録していないユーザを識別することができ、測定データの信頼性にも貢献する。

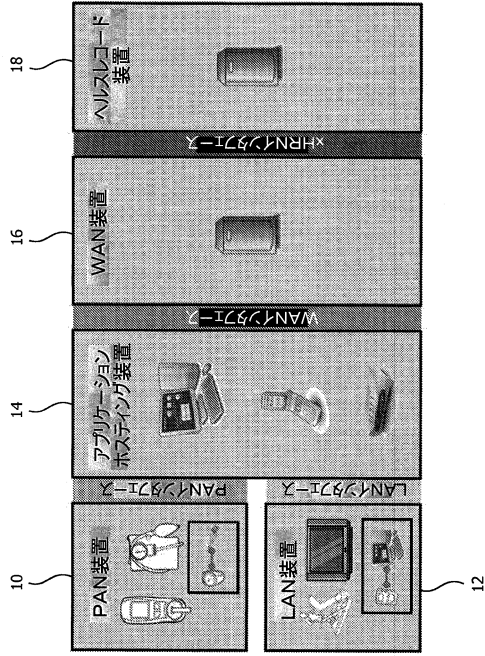
【0066】

本発明の好ましい実施形態を図10に示す。この図では、アプリケーションホスティング装置14とホームハブが、検出装置10と、バイOMETリック測定装置26に接続されている。装置10は、ユーザ20の検出データ40（本例では血圧）を測定する装置である。バイOMETリック測定装置26は、ユーザ20が装置26に指を載せた時に、ユーザ20の指紋を測定する装置である。この図のシステムは、登録プロセスがすでに行われ、ユーザ20は装置10で自分の血圧を測定したものと仮定する。ユーザ20は、第3者のヘルスサービスプロバイダに、取得した検出データ40を送信する前に、取得した検出データ40を認証したいと思っている。

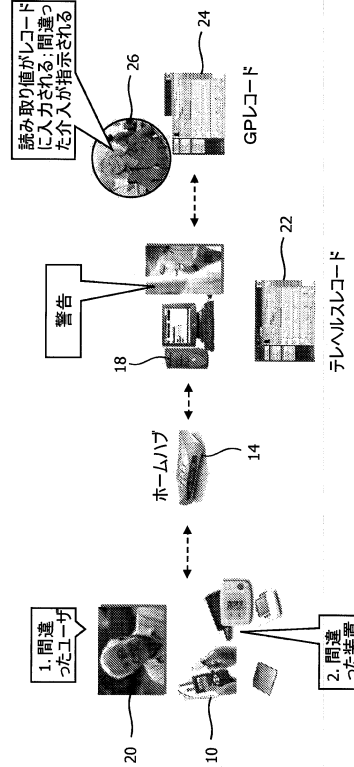
【0067】

図10bは、プロセッサ28の動作を示す。このプロセッサ28はホスティング装置14の一部である。プロセッサ28は、バイOMETリック測定装置26から、ユーザの指紋のバイOMETリック測定結果30を受け取る。装置ID32も、装置10へのクエリにより受け取られる。本システムには、装置10にクエリをするクエリコンポーネントがある。このコンポーネント（図示せず）は装置10内に設けてもよい。バイOMETリック測定結果30は、ユーザヘルパーデータ34と結合され、及びこの好ましい実施形態では、装置ID32とも結合され、鍵36を生成する。鍵36を用いてメッセージ38を生成する。メッセージ38は検出データ40を含み、リモートサービスに送信される。ユーザ20と装置10の認証が行われる。ユーザ20と装置10画セキュアに特定されているので、メッセージ38に含まれるデータ40は信頼できるものである。

【図1】



【図2】



【図3】

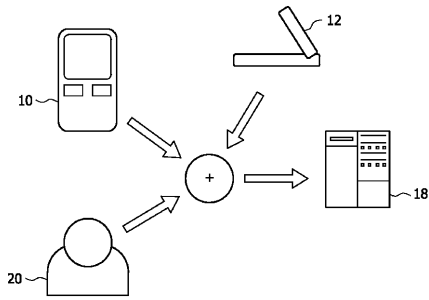
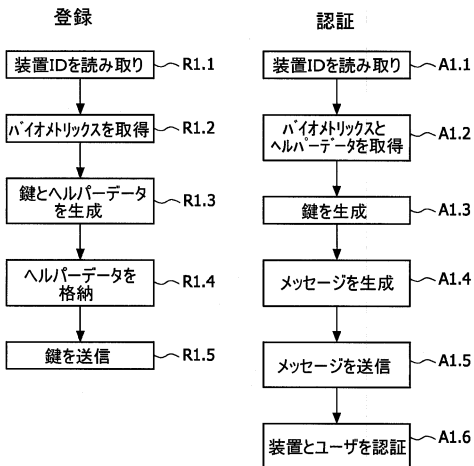
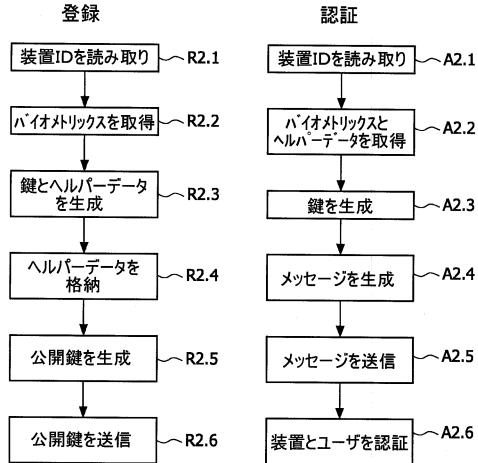


FIG. 3

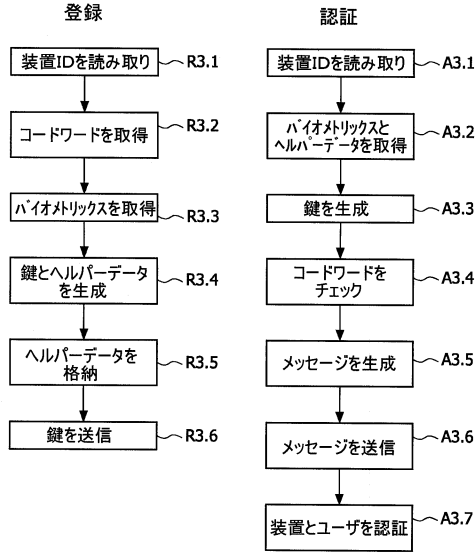
【図4】



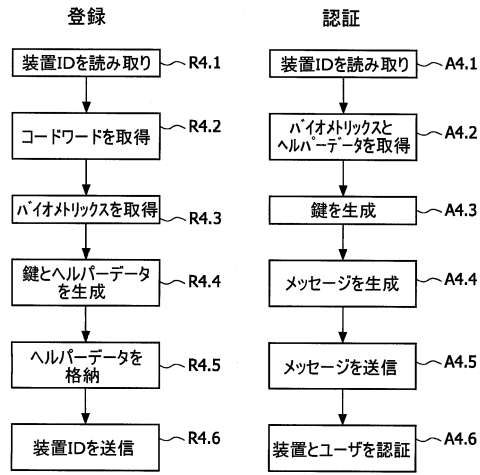
【図5】



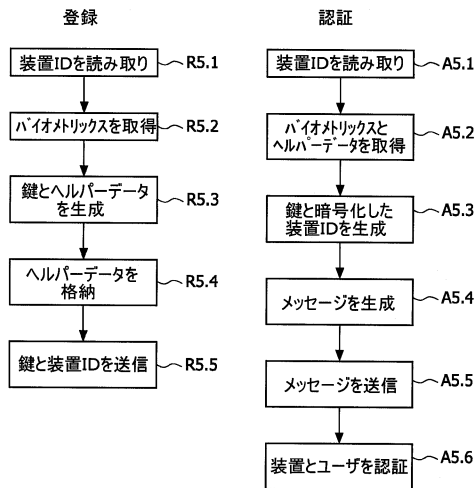
【 図 6 】



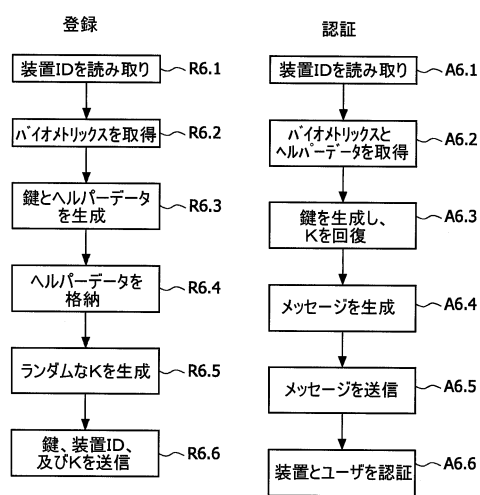
【 図 7 】



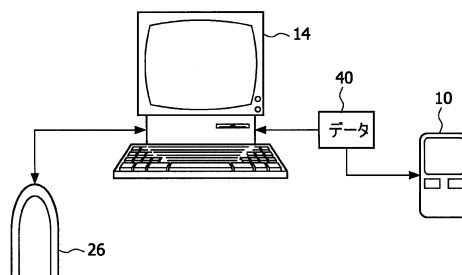
【 図 8 】



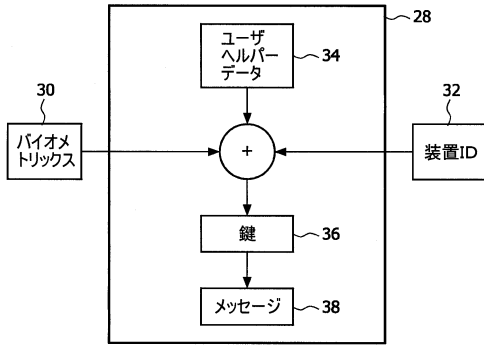
【 図 9 】



【 図 10 a 】



【図10b】



フロントページの続き

- (72)発明者 アシム, ムハマド
オランダ国, 5 6 5 6 アーエー アインドーフエン, ハイ・テク・キャンパス 4 4, フィリップス・アイピー・アンド・エス - エヌエル内
- (72)発明者 グアハルド, メルチャン ホルヘ
オランダ国, 5 6 5 6 アーエー アインドーフエン, ハイ・テク・キャンパス 4 4, フィリップス・アイピー・アンド・エス - エヌエル内
- (72)発明者 ペトコヴィチ, ミラン
オランダ国, 5 6 5 6 アーエー アインドーフエン, ハイ・テク・キャンパス 4 4, フィリップス・アイピー・アンド・エス - エヌエル内

審査官 打出 義尚

- (56)参考文献 特表2008-526080(JP, A)
特表2008-516472(JP, A)
特表2002-541533(JP, A)
特表2008-502071(JP, A)
特表2009-515270(JP, A)
特表2009-533742(JP, A)
特表2012-503814(JP, A)
国際公開第2007/116368(WO, A1)
国際公開第2010/035202(WO, A1)
山崎 恭, 4.脆弱性の解消に向けた最新対策技術の動向 1.安全性対策技術の動向, 情報処理, 日本, 社団法人情報処理学会, 2006年 6月15日, 第47巻 第6号, p.600~604
泉 昭年 他, 公開鍵暗号基盤における匿名バイOMETRICSを用いた秘密鍵管理の提案, 情報処理学会研究報告 2007-CSEC-38 コンピュータセキュリティ, 日本, 社団法人情報処理学会, 2007年 7月19日, Vol.2007 No.71, p.153~158
Jean-paul Linnartz et al, New Shielding Functions to Enhance Privacy and Prevent Misuse of Biometric Templates, [online], 2003年, [平成26年3月14日検索], インターネット<URL: <http://citeseer.ist.psu.edu/viewdoc/summary?doi=10.1.1.84.6261>>

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04L 9/32
G09C 1/00